

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザル方式により事業実施者の選定を行いますので、下記のとおり公告します。

令和8年7月17日

橋本市長 平木 哲朗

1. 業務名

橋本市「暮らしの便利帳」協働発行事業

2. 業務内容

橋本市「暮らしの便利帳」協働発行事業に係る公募型プロポーザル仕様書のとおり

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 令和8年度橋本市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 橋本市建設工事等契約に係る指名停止基準（平成18年6月1日制定橋本市告示第271号）に基づく指名停止または橋本市物品購入等契約に係る入札参加資格停止基準（平成26年6月1日制定橋本市告示第87号）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第3者の不正の利益を図る目的または第3者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（6）過去3年以内に地方自治体の便利帳を地方自治体と協働発行した実績を有していること。（橋本市「暮らしの便利帳」…プロポーザル実施要項2.参加資格（6）に定める実績）

4. 事業受託者選定方法

橋本市「暮らしの便利帳」協働発行业 実施要項のとおりとする。

5. 本プロポーザルに係る公告期間及び公告方法

（1）公告期間

令和8年7月17日（金）から令和8年8月7日（金）

（2）公告方法

橋本市ホームページ

6. 事務局

担 当：和歌山県橋本市総合政策部秘書広報課

所在地：〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

電 話：0736-33-2676（直通）

E-mail：kocho@city.hashimoto.lg.jp

担当者：佐藤 貴仁（内線1203）